

広島地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、広島地方最低賃金審議会、同専門部会及び同運営小委員会並びに同検討小委員会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し、広島地方最低賃金審議会運営規程及び広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程並びに広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程の定めによるほか、その具体的な取扱いについて定める。

第2条 公開する審議会等の開催の日時、場所及び傍聴人の募集等については、原則として審議会等の開催の日の14日前（その日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに、広島労働局において掲示する。

第3条 審議会等の傍聴を希望する者は、前条により示された締切日までに、郵便又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込みとする。

2 希望者1人の申込みについて、申込書1枚を提出するものとする。ただし、介助者が必要な場合は、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第4条 傍聴者は、原則として5名以内とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とすることがある。

3 抽選結果については、当選者に文書で通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第5条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第6条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会開始の10分前までに、傍聴整理券と同一番号の傍聴人席に着席するものとする。

3 傍聴人には、審議会傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第7条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、会長、部会長又は座長は違反者に対し是正を求め、従わない場合は退去を求めるものとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、事務局から庁舎退去命令を発出す

る。

- 3 庁舎退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第8条 審議会等を公開する場合、報道関係者については、第3条及び第4条にかかわらず、原則として取材を認める。ただし、撮影及び録音は、審議会等の開始直前までとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長、部会長又は座長が定める。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。